



発行 新潟県

第 48 号

平成30年6月22日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

37 新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例施行規則（医師・看護職員確保対策課）

告 示

- 708 土壌汚染対策法による汚染されている区域の指定解除（環境対策課）
- 709 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 710 保安林の指定予定（治山課）
- 711 保安林の指定予定（治山課）
- 712 公共測量の実施通知（監理課）
- 713 公共測量の実施（監理課）
- 714 公共測量の実施通知（監理課）
- 715 公共測量の終了通知（監理課）
- 716 兼用工作物の管理方法に係る協議成立（道路管理課）
- 717 道路の区域変更（道路管理課）
- 718 道路の供用開始（道路管理課）
- 719 道路の区域変更（道路管理課）
- 720 道路の供用開始（道路管理課）
- 721 堤防と道路との兼用工作物の管理方法の協議成立（河川管理課）
- 722 堤防と道路との兼用工作物の管理方法の協議成立（河川管理課）

公 告

- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 職業訓練指導員試験の実施（職業能力開発課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

公安委員会告示

75 警備業法による警備員の検定の実施（生活安全企画課）

76 警備業法による警備員の検定の実施（生活安全企画課）

規 則

新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例施行規則をここに公布する。

平成30年6月22日

新潟県知事 花角 英世

**新潟県規則第37号**

新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例（平成22年新潟県条例第40号。以下「臨時貸与条例」という。）の施行に伴い、必要な事項を定めるものとする。

(修学資金の貸与の申請)

**第2条** 臨時貸与条例第2条第1項及び第2項の規定による臨時一般貸与を受けようとする者（県外に所在する養成施設に在学している者を除く。）は、別に定める申請書を養成施設の長を経由して知事に提出しなければならない。

2 臨時貸与条例第2条第1項及び第2項の規定による臨時一般貸与を受けようとする者（県外に所在する養成施設に在学している者に限る。）又は条例第2条第1項及び第3項の規定による臨時特別貸与を受けようとする者は、別に定める申請書を知事に提出しなければならない。

(貸与の決定及び通知)

**第3条** 知事は、前条第1項の規定による臨時一般貸与の申請があったときは、提出された書類の審査により選考を行って貸与するかどうかを決定し、その結果を養成施設の長を経由して本人に通知するものとする。

2 知事は、前条第2項の規定による臨時一般貸与又は臨時特別貸与の申請があったときは、提出された書類の審査により選考を行って貸与するかどうかを決定し、その結果を本人に通知するものとする。

(異動等の届出)

**第4条** 修学生は、次に掲げる事由が生じたときは、別に定める届出書を知事に提出しなければならない。

(1) 修学生が休学し、復学し、転学し、若しくは退学したとき、停学になったとき又は修学資金の貸与を辞退したとき。

(2) 修学生又は連帯保証人の住所又は氏名（連帯保証人が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地又は名称若しくは代表者の氏名）に変更があったとき。

(3) 連帯保証人を変更しようとするとき。

(4) 修学生の勤務先に変更があったとき。

2 保護者又は連帯保証人は、修学生が死亡したときは、別に定める届出書を知事に提出しなければならない。

3 前2項の規定による届出は、県内の養成施設に在学している者に係るものにあつては、養成施設の長を経由して行うものとする。

(借用証書の提出)

**第5条** 修学生は、修学資金の貸与が終了したときは、別に定める借用証書を連帯保証人と連署のうえ、貸与が終了した月の翌月の末日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出は、県内の養成施設に在学している者に係るものにあつては、養成施設の長を経由して行うものとする。

(新潟県看護職員修学資金貸与条例施行規則の準用)

**第6条** 新潟県看護職員修学資金貸与条例施行規則（昭和56年新潟県規則第14号）第7条から第10条までの規定は、臨時貸与条例の規定により貸与決定が行われた修学資金の返還債務の免除の申請、返還債務の履行猶予の申請、返還債務の免除等の決定及び通知並びに返還届の提出について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第7条	条例第7条又は条例第9条	臨時貸与条例第4条又は臨時貸与条例第5条において準用する新潟県看護職員修学資金貸与条例（昭和39年新潟県条例第22号。以下「基本貸与条例」という。）第9条
第8条	条例第10条又は条例第11条	臨時貸与条例第5条において準用する基本貸与条例第10条又は第11条
第9条	前2条	新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例施行規則（平成30年新潟県規則第37号）第6条において準用する前2条
第10条	条例第8条	臨時貸与条例第5条において準用する基本貸与条例第8条

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成30年4月1日からこの規則の施行の日までの間に、臨時貸与条例第2条に規定する臨時一般貸与を受けようとする者が提出した申請書は第2条第1項又は第2項の規定により、臨時貸与条例第2条に規定する臨時特別貸与を受けようとする者が提出した申請書は第2条第2項の規定により、提出された申請書とみなす。

(この規則の失効)

- 3 この規則は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に貸与決定が行われた修学資金及び当該修学資金に係る修学生については、この規則は、同日後も、なお効力を有する。

## 告 示

## ◎新潟県告示第708号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第4項の規定により、平成26年1月17日新潟県告示第37号により指定し、平成27年7月7日に一部指定を解除した要措置区域の全部について指定を解除する。

平成30年6月22日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定を解除する要措置区域  
五泉市赤海二丁目219番2の一部及び266番2の一部
- 2 土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
シス-1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン
- 3 講じられた指示措置等  
原位置での浄化による除去

## ◎新潟県告示第709号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条に規定する救急病院である。

平成30年6月22日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 済生会新潟第二病院
- 2 所 在 地 新潟市西区寺地280-7
- 3 有効期間 平成30年7月26日から  
平成33年7月25日まで

## ◎新潟県告示第710号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年6月22日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 保安林予定森林の所在場所  
新潟県十日町市倉下字家ノ下西218の1、西218の4、西223の5
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**◎新潟県告示第711号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。  
平成30年6月22日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 保安林予定森林の所在場所  
新潟県佐渡市石名1200
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**◎新潟県告示第712号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県新潟地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年6月22日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（県営ほ場整備事業 両新地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成30年6月1日から平成31年1月9日まで
- 3 作業地域 新潟市秋葉区大安寺ほか地内

---

**◎新潟県告示第713号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、上越市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年6月22日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（都市計画基本図修正）
- 2 作業期間 平成30年5月9日から平成31年3月15日まで
- 3 作業地域 合併前上越市の一部、頸城区の一部、大潟区の一部、柿崎区の一部

---

**◎新潟県告示第714号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年6月22日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共水準測量（2級）
- 2 作業期間 平成30年5月24日から平成31年2月28日まで
- 3 作業地域 新潟港（東港地区、西港地区）及び周辺、新潟空港、新潟西海岸等

---

**◎新潟県告示第715号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県新発田地域振

興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年6月22日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 平成29年8月1日から平成30年3月15日まで
- 3 作業地域 新発田市虎丸地内

◎新潟県告示第716号

道路法(昭和27年法律第180号)第20条第1項の規定による兼用工作物の管理方法に係る協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年6月22日

新潟県三条地域振興局長

- 1 道路の種類及び路線名  
県道 三条下田線
- 2 道路の位置  
三条市高岡字下川原243番2から同市滝谷字土手外91番1まで
- 3 他の工作物の管理者の名称及び所在  
名称 河川管理者 新潟県三条地域振興局長  
所在 三条市興野1丁目13番45
- 4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容  
道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。)以外の部分の改築、維持(路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルの範囲内を除く。)又は修繕
- 5 管理の期間  
平成30年2月22日から当該施設の存続する日まで

◎新潟県告示第717号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年6月22日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 直江津停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市西本町三丁目612番1から	新	9.5~15.0メートル	78.2メートル
同市西本町三丁目614番1まで	旧	9.5~15.0メートル	78.2メートル

備考 路線の重用  
一部区間県道大潟上越線と重用

◎新潟県告示第718号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年6月22日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 直江津停車場線
- 2 供用開始の区間  
上越市西本町三丁目612番1から同市西本町三丁目614番1まで
- 3 供用開始の期日 平成30年6月22日

## ◎新潟県告示第719号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年6月22日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大潟上越線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市五智一丁目1番から	新	10.8～14.3メートル	37.6メートル
同市五智一丁目18番まで	旧	10.8～12.9メートル	37.6メートル

## ◎新潟県告示第720号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年6月22日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 大潟上越線
- 2 供用開始の区間  
上越市五智一丁目1番から同市五智一丁目18番まで
- 3 供用開始の期日 平成30年6月22日

## ◎新潟県告示第721号

河川法（昭和39年法律167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、新潟県三条地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成30年6月22日

新潟県三条地域振興局長

- 1 河川の名称  
一級河川信濃川水系五十嵐川
- 2 河川管理施設の名称または種類  
五十嵐川左岸堤防
- 3 河川管理施設の位置  
三条市高岡字下川原243番2地先から三条市滝谷字土手外91番1地先まで
- 4 管理を行う者の名称及び住所  
名称 道路管理者 新潟県三条地域振興局長 山田 尚彦  
住所 三条市興野1丁目13番45号

## 5 管理の内容

- (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

## 6 管理の期間

平成30年2月22日から道路の存続する日まで

## ◎新潟県告示第722号

河川法（昭和39年法律167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、新潟県三条地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成30年6月22日

新潟県三条地域振興局長

## 1 河川の名称

一級河川信濃川水系五十嵐川

## 2 河川管理施設の名称または種類

五十嵐川右岸堤防

## 3 河川管理施設の位置

三条市本町6丁目216番2地先から三条市籠場4116番乙子地先まで

## 4 管理を行う者の名称及び住所

名称 道路管理者 三条市長 國定 勇人

住所 三条市旭町二丁目3番1

## 5 管理の内容

- (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

## 6 管理の期間

平成30年2月22日から道路の存続する日まで

## 公 告

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成30年6月22日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 ノジマ十日町店

所在地 十日町市高山696番地1

設置者 株式会社ノジマ

## 2 変更しようとする事項

## (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 1,500㎡

(変更後) 1,758㎡

## 3 変更年月日

平成31年2月7日

- 4 届出年月日  
平成30年6月6日
- 5 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課  
(なお、十日町市産業観光部産業政策課でも閲覧ができます。)
- 6 縦覧期間  
平成30年6月22日から平成30年10月22日まで
- 7 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業・地場産業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

---

#### 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成30年6月22日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 ウオロク要町店  
所在地 長岡市要町2丁目868  
設置者 株式会社ウオロク
- 2 届出の概要及び公告日  
概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更(大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名の変更)に関する届出  
公告日 平成30年2月2日
- 3 意見の概要  
(1) 長岡市からの意見の概要  
意見なし  
(2) 居住者等の意見の概要  
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間  
平成30年6月22日から平成30年7月22日まで

---

#### 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成30年6月22日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 ウオロク北山店  
所在地 長岡市北山3丁目5番1号  
設置者 株式会社ウオロク
  - 2 届出の概要及び公告日  
概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更(大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名の変更)に関する届出  
公告日 平成30年2月2日
  - 3 意見の概要  
(1) 長岡市からの意見の概要  
意見なし
-

## (2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

## 4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

## 5 縦覧期間

平成30年6月22日から平成30年7月22日まで

---

**大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成30年6月22日

新潟県知事 花角 英世

## 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 ウオロク蓮潟店

所在地 長岡市蓮潟1丁目561

設置者 株式会社ウオロク

## 2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名の変更）に関する届出

公告日 平成30年2月2日

## 3 意見の概要

## (1) 長岡市からの意見の概要

意見なし

## (2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

## 4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

## 5 縦覧期間

平成30年6月22日から平成30年7月22日まで

---

**大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成30年6月22日

新潟県知事 花角 英世

## 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 ウオロク長岡店

所在地 長岡市日赤町2丁目1番

設置者 株式会社ウオロク

## 2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に関する届出

公告日 平成30年2月2日

## 3 意見の概要

## (1) 長岡市からの意見の概要

意見なし

## (2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

## 4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

---

## 5 縦覧期間

平成30年6月22日から平成30年7月22日まで

**大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成30年6月22日

新潟県知事 花角 英世

## 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 コモタウン柏崎

所在地 柏崎市宝町字横枕1045番地1外

設置者 株式会社ウオロク 他4者

## 2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名の変更）に関する届出

公告日 平成30年2月2日

## 3 意見の概要

## (1) 柏崎市からの意見の概要

意見なし

## (2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

## 4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

## 5 縦覧期間

平成30年6月22日から平成30年7月22日まで

**大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成30年6月22日

新潟県知事 花角 英世

## 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 ウオロク桜木店

所在地 柏崎市桜木町885外

設置者 株式会社ウオロク

## 2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名の変更）に関する届出

公告日 平成30年2月2日

## 3 意見の概要

## (1) 柏崎市からの意見の概要

意見なし

## (2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

## 4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

## 5 縦覧期間

平成30年6月22日から平成30年7月22日まで

**大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を

次のとおり公表する。

平成30年6月22日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 新発田東ショッピングセンター

所在地 新発田市東新町4丁目3964外

設置者 株式会社ウオロク

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名の変更）に関する届出

公告日 平成30年2月2日

3 意見の概要

(1) 新発田市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

平成30年6月22日から平成30年7月22日まで

---

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成30年6月22日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 ウオロク住吉町店

所在地 新発田市住吉町4丁目1番乙1507

設置者 株式会社ウオロク

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名の変更）に関する届出

公告日 平成30年2月2日

3 意見の概要

(1) 新発田市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

平成30年6月22日から平成30年7月22日まで

---

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成30年6月22日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 新発田舟入ショッピングセンター

所在地 新発田市舟入町3丁目651外

設置者 株式会社ウオロク 他2者

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名の変更）に関する届出

公告日 平成30年2月2日

3 意見の概要

(1) 新発田市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

平成30年6月22日から平成30年7月22日まで

---

**大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成30年6月22日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 グリーンコートウオロク

所在地 新発田市緑町3丁目678番地1

設置者 株式会社ウオロク

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名の変更）に関する届出

公告日 平成30年2月2日

3 意見の概要

(1) 新発田市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

平成30年6月22日から平成30年7月22日まで

---

**大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成30年6月22日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 吉田ショッピングセンターパルス

所在地 燕市吉田下中野字門光寺505-1外

設置者 株式会社ウオロク 他1者

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名の変更）に関する届出

公告日 平成30年2月2日

3 意見の概要

(1) 燕市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

平成30年6月22日から平成30年7月22日まで

---

**大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成30年6月22日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 サムズショッピングセンター

所在地 五泉市大字木越字石道2000-1

設置者 株式会社ウオロク 他1者

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名の変更）に関する届出

公告日 平成30年2月2日

3 意見の概要

(1) 五泉市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

平成30年6月22日から平成30年7月22日まで

---

**大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成30年6月22日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 サムズウオロク水原店

所在地 阿賀野市市野山字大坪215-1

設置者 株式会社ウオロク

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名の変更）に関する届出

公告日 平成30年2月2日

3 意見の概要

(1) 阿賀野市からの意見の概要

意見なし

## (2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

## 4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

## 5 縦覧期間

平成30年6月22日から平成30年7月22日まで

---

**大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成30年6月22日

新潟県知事 花角 英世

## 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 ウオロク中条店

所在地 胎内市北本町1464番地

設置者 株式会社ウオロク

## 2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名の変更）に関する届出

公告日 平成30年2月2日

## 3 意見の概要

## (1) 胎内市からの意見の概要

意見なし

## (2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

## 4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

## 5 縦覧期間

平成30年6月22日から平成30年7月22日まで

---

**大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成30年6月22日

新潟県知事 花角 英世

## 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 新村上ショッピングプラザ

所在地 村上市仲間町197番外

設置者 協同組合村上商業開発他1者

## 2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗において小売業を行う者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称、大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名の変更）に関する届出

公告日 平成30年1月30日

## 3 意見の概要

## (1) 村上市からの意見の概要

意見なし

## (2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

## 4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

---

## 5 縦覧期間

平成30年6月22日から平成30年7月22日まで

**職業訓練指導員試験の実施について（公告）**

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条第1項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成30年6月22日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 試験を実施する職種及び試験科目

## (1) 職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11に掲げる免許職種  
（実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科の全部が免除される者に限る。）

## (2) 試験科目

学科試験のうち指導方法

## 2 受験資格

(1) 職業訓練指導員試験を受けることができる者は、次の者とする。

ア 職業能力開発促進法第44条第1項の技能検定に合格した者

イ 職業能力開発促進法施行規則第45条の2第2項及び第3項に規定する者

※ 詳しくは受験案内に掲載しますのでご確認ください。

(2) (1)にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、職業訓練指導員試験を受けることができない。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消の日から2年を経過しない者

## 3 試験日時

学科試験 平成30年9月13日（木）午前10時から

## 4 試験場所

新潟県立新潟テクノスクール（新潟市中央区鏡西1-11-2）

## 5 受験手続

## (1) 試験の申込みに必要な書類

受験申込書、履歴書、写真票、受験票、受験資格及び免除資格を証する書類（技能検定合格証書の写し、資格免許証等の写し、卒業証明書、履歴証明書、実務経験証明書等）、写真2枚（45mm×35mmの大きさに申請前6ヶ月以内に撮影した正面脱帽上半身像）、62円切手1枚及び受験手数料

## (2) 受験手数料

学科試験3,100円（新潟県収入証紙を受験申込書に貼付すること。）

ただし、学科試験の全部の免除を受けることができる者にあつては不要。なお、受験申込書を受理した後は、手数料の返還は行わない。

## (3) 申込書類の提出先

郵便番号950-8570（新潟県庁専用郵便番号）

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県産業労働観光部職業能力開発課指導係

なお、郵送の場合は封書に「指導員試験受験申込書在中」と朱書きし、必ず簡易書留とすること。

## (4) 申込書類の受付期間

平成30年7月23日（月）から平成30年8月3日（金）まで

なお、郵送の場合は8月3日の消印があるものまで有効とする。

## 6 受験票の交付

受験申込書を受理したときは、試験日の一週間前までに受験票を送付する。

## 7 合格発表

平成30年9月28日（金）に受験者全員に合否の結果を通知するほか、合格者の受験番号を新潟県ホームページに掲載する。

## 8 受験申込書の配布

## (1) 配布場所

機 関 名	連 絡 先
新潟県産業労働観光部職業能力開発課	〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1 TEL 025-280-5262 (直通)
県立新潟テクノスクール	〒950-0915 新潟市中央区鏡西1-11-2 TEL 025-247-7361
県立上越テクノスクール	〒943-0171 上越市大字藤野新田333-2 TEL 025-545-2190
県立三条テクノスクール	〒955-0024 三条市柳沢353-2 TEL 0256-38-8520
県立魚沼テクノスクール	〒949-7413 魚沼市堀之内3335-1 TEL 025-794-2410
新潟職業能力開発短期大学校	〒957-0017 新発田市新富町1-7-21 TEL 0254-22-1781
新潟職業能力開発促進センター	〒940-0044 長岡市住吉3-1-1 TEL 0258-33-2420

## (2) 郵送による配布

140円切手を貼付し、あて先を明記した返信用封筒(角形2号)を同封のうえ、上記職業能力開発課あて請求すること。なお、送付する封筒に「指導員試験受験申込書請求」と朱書きすること。

## 9 その他

試験について不明な点は、前記職業能力開発課に問い合わせること。

## 病院局公告

### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、遠心機等一式について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年6月22日

新潟県立加茂病院長 秋山 修宏

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入等件名及び数量

遠心機等 一式

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成31年8月30日(金)

ただし、建物の竣工時期に変更がある場合は別途協議する。

## (4) 納入場所

新潟県立加茂病院

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
  - (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
  - (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
  - (5) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社又は出張所等の名称は問わない。)が所在する者であること。
  - (6) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 959-1397  
新潟県加茂市青海町1丁目9番1号  
新潟県立加茂病院経営課  
電話番号 0256-52-0701
  - (2) 入札説明書の交付方法  
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
  - (3) 応札仕様書の提出期限  
平成30年6月29日(金)午後5時00分
- 4 入札、開札の日時及び場所
- 平成30年7月5日(木)午前11時00分  
新潟県立加茂病院講堂
- 5 その他
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金  
免除する。
  - (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
  - (4) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立加茂病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。  
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
  - (5) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
  - (6) 契約書作成の要否 要
  - (7) 落札者の決定方法  
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
  - (8) 契約の停止等  
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
  - (9) その他  
ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)  
イ 詳細は入札説明書による。

---

#### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、安全キャビネット・クリーンベンチ等の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

---

平成30年6月22日

新潟県立加茂病院長 秋山 修宏

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

安全キャビネット・クリーンベンチ等 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成31年8月30日(金)

ただし、建物の竣工時期に変更がある場合は別途協議する。

(4) 納入場所

新潟県立加茂病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社又は出張所等の名称は問わない。)が所在する者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-1397

新潟県加茂市青海町1丁目9番1号

新潟県立加茂病院経営課

電話番号 0256-52-0701

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成30年6月29日(金)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成30年7月6日(金)午前10時00分

新潟県立加茂病院講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立加茂病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

## (6) 契約書作成の要否 要

## (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

## (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

---

**一般競争入札の実施について(公告)**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、薬剤機器(調剤台等)の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年6月22日

新潟県立加茂病院長 秋山 修宏

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入等件名及び数量

薬剤機器(調剤台等) 一式

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成31年8月30日(金)

ただし、建物の竣工時期に変更がある場合は別途協議する。

## (4) 納入場所

新潟県立加茂病院

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社又は出張所等の名称は問わない。)が所在する者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-1397

新潟県加茂市青海町1丁目9番1号

新潟県立加茂病院経営課

電話番号 0256-52-0701

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成30年6月29日(金)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成30年7月6日(金)午前11時00分

新潟県立加茂病院講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立加茂病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

---

**一般競争入札の実施について(公告)**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、機械浴室関連機器の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年6月22日

新潟県立加茂病院長 秋山 修宏

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

機械浴室関連機器 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成31年8月30日(金)

ただし、建物の竣工時期に変更がある場合は別途協議する。

(4) 納入場所

新潟県立加茂病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするの

で、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社又は出張所等の名称は問わない。)が所在する者であること。
- (6) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 959-1397  
新潟県加茂市青海町1丁目9番1号  
新潟県立加茂病院経営課  
電話番号 0256-52-0701

- (2) 入札説明書の交付方法  
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限  
平成30年6月29日(金)午後5時00分

## 4 入札、開札の日時及び場所

平成30年7月6日(金)午後1時30分  
新潟県立加茂病院講堂

## 5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金  
免除する。

- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

### (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立加茂病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

### (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

### (6) 契約書作成の要否 要

### (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

### (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

## 公安委員会告示

## ◎新潟県公安委員会告示第75号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

平成30年6月22日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

## 1 検定の種別及び級

交通誘導警備業務2級

## 2 実施日時

## (1) 学科試験

平成30年9月25日（火）午前10時から正午まで

## (2) 実技試験

平成30年10月13日（土）午前9時から午後5時まで

## 3 実施場所

## (1) 学科試験

新潟県新潟市中央区新光町6番地4

新潟県トラック総合会館

## (2) 実技試験

実技試験は、次に掲げる場所とする。

ア 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県職員会館

イ 新潟県新潟市中央区新光町6番地4

新潟県トラック総合会館駐車場

## 4 受検資格

(1) 新潟県内に住所を有する者

(2) 新潟県外に住所を有する者で、新潟県内の営業所に所属する警備員

## 5 定員

30人

## 6 検定の方法

学科試験及び実技試験により判定する。ただし、実技試験の前に学科試験を実施し、学科試験が合格基準に達しなかった者に対しては、実技試験を実施しない。

## 7 検定の内容

## (1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 8 申請手続

## (1) 事前申込み

検定を受けようとする者は、検定申請書を提出する前に次により申し込むこと。

## ア 受付期間

平成30年8月28日（火）から平成30年8月29日（水）までの各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話  
電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(4) 定員になり次第、受付を締め切る。

(9) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 検定申請書の提出等

(1)により、事前申込みを受理された者は、次により検定申請書を提出すること。

ア 提出期間

平成30年9月11日(火)から平成30年9月12日(水)までの各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

ウ 提出書類

検定申請書1通に次に掲げる書面を添付の上、提出すること。

(7) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

(4) 新潟県内に住所を有する者は、住所地を有することを疎明する書面(住民票の写し、運転免許証の写し等)

(9) 新潟県外に住所を有する者で新潟県内の営業所に所属する警備員は、当該営業所に所属することを疎明する書面(営業所の所属証明書等)

エ 提出方法

申請者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

(3) 受検票の交付

受検票は、検定申請書受理時に交付する。

(4) 検定手数料

ア 金額

14,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、検定申請書提出時に納付すること。

なお、納付した検定手数料は、還付しない。

9 問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

電話番号 025-285-0110(代表)

---

◎新潟県公安委員会告示第76号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

平成30年6月22日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

1 検定の種別及び級

雑踏警備業務2級

2 実施日時

(1) 学科試験

平成30年9月25日(火)午前10時から正午まで

(2) 実技試験

平成30年10月13日(土)午前9時から午後5時まで

3 実施場所

(1) 学科試験

新潟県新潟市中央区新光町6番地4

新潟県トラック総合会館

(2) 実技試験

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県職員会館

4 受検資格

(1) 新潟県内に住所を有する者

(2) 新潟県外に住所を有する者で、新潟県内の営業所に所属する警備員

5 定員

30人

6 検定の方法

学科試験及び実技試験により判定する。ただし、実技試験の前に学科試験を実施し、学科試験が合格基準に達しなかった者に対しては、実技試験を実施しない。

7 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 申請手続

(1) 事前申込み

検定を受けようとする者は、検定申請書を提出する前に次により申し込むこと。

ア 受付期間

平成30年8月28日(火)から平成30年8月29日(水)までの各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(4) 定員になり次第、受付を締め切る。

(9) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 検定申請書の提出等

(1)により、事前申込みを受理された者は、次により検定申請書を提出すること。

ア 提出期間

平成30年9月11日(火)から平成30年9月12日(水)までの各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

ウ 提出書類

検定申請書1通に次に掲げる書面を添付の上、提出すること。

(7) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

(4) 新潟県内に住所を有する者は、住所地を有することを疎明する書面(住民票の写し、運転免許証の写し等)

(9) 新潟県外に住所を有する者で新潟県内の営業所に所属する警備員は、当該営業所に所属することを疎

明する書面（営業所の所属証明書等）

エ 提出方法

申請者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

(3) 受検票の交付

受検票は、検定申請書受理時に交付する。

(4) 検定手数料

ア 金額

13,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、検定申請書提出時に納付すること。

なお、納付した検定手数料は、還付しない。

9 問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

電話番号 025-285-0110（代表）